

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（自転車歩行者道設置）					
地区名	一般国道 301 号					
事業箇所	豊田市御立町					
事業のあらまし	<p>当該路線は、矢作川によって分断されている豊田市中心市街地と東部地域を結ぶ重要な路線で、総幅員 W=25m の 4 車線、W=4.5m の歩道が整備されている。沿線には豊田スタジアムや豊田東高校、豊田北高校などがあり、歩行者と自転車の利用が多い。特に通学時の自転車・歩行者の錯綜が激しく危険な状態となっている。</p> <p>このため、歩行者と自転車の通行を分離することにより、歩行者への快適な歩行空間の提供、中心市街地への自転車でのアクセス性の確保及び安全確保を図るものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 自転車歩行者道内で歩行者と自転車の通行を分離し、安全確保を図る。</p> <p>【副次目標】 —</p>					
事業費	事業費		内訳			
	0.16 億円		□工事費 0.15 億円、□用補費 億円、□その他 0.01 億円			
事業期間	採択年度	平成 21 年度	着工年度	平成 21 年度	完成年度	平成 21 年度
事業内容	自転車歩行者道内における歩行者・自転車通行の分離（L=1,200m）					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】 自転車歩行者道内における歩行者と自転車の通行の分離を図った。（L=1,200m）</p> <p>【達成状況に対する評価】 歩行者と自転車通行を分離し、快適な歩行空間の確保、自転車でのアクセス性及び安全性が確保された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】 —</p> <p>【達成状況に対する評価】 —</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	主要目標は達成しており、今後の事業評価の必要性は認められない。					
改善措置の必要性	特になし					
同種事業に反映すべき事項	平成 24 年 1 月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(国土交通省・警察庁)」が発出され、今後は、地域の課題やニーズに対応しつつ、効率的・効果的に自転車通行空間を整備するために面的な自転車ネットワーク計画を策定の上、地元合意形成を図りながら自転車の通行形態を決める必要がある。					